

\*\*\*\*\*

## 今月のテーマ 確定申告の内容に誤りがあった場合の税務手続き

個人事業主の方々には記憶に新しいところですが、先月の15日に所得税の確定申告が期限を迎えました。申告書を提出した後、申告内容について間違いが見つかり、既に確定している税額が増えたり減ったりする場合があります。今回は、所得税の確定申告書を提出した際に、確定申告の内容に誤りがあった場合の税務手続きについてご紹介いたします。なお、法人税や消費税、相続税などの他の税目についても同様な制度があります。

### 1. 異なる2つの手続き

確定申告の内容に誤りがあった場合、所得税額が増えるケースと減るケースによって税務手続きが異なります。前者においては修正申告、後者においては更正の請求という手続きで正しい所得税額を再計算することになります。

### 2. 修正申告

#### (1) 提出事由

提出済みの確定申告について次の①から③のような誤りがあることが判明したときは、その申告について税務署からの更正処分を受けるまでは、所得金額や税額等を訂正するための修正申告書を提出することができます。

- ① 提出済みの申告書に記載した第3期分の税額が過少であったこと
- ② 提出済みの申告書に記載した純損失等の金額が過大であったこと
- ③ 提出済みの申告書に記載した還付金額が過大であったこと

#### (2) 提出と納税

修正申告書の提出時期について特に決まりはありません。国税庁のHPには誤りに気がついたらできるだけ早く修正申告するよという記載があります。また修正申告により納付すべき所得税額が発生した場合、修正申告書の提出日が納付期限となる点に注意が必要です。

#### (3) 加算税、延滞税

修正申告書の提出に伴い、(2)で納める本税とは別に過少申告加算税(5~15%)と無申告加算税(10~20%)が課される場合があります。

また原則として、法定納付期限(=申告期限)から納付する日までの日数に応じて、年2.6%(平成30年の場合)の延滞税がかかることとなりますが、修正申告の場合で、一定の事由に該当するときは、延滞税の計算期間が短縮されることがあります。ちなみに、延滞税の計算については、下記の国税庁のHPにて計算することができます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/entaizei/keisan/entai.htm>

なお、加算税と延滞税は支払った年度の経費(必要経費)にはなりませんので、注意が必要です。

### 3. 更正の請求

#### (1) 提出事由

提出済みの確定申告書に記載した所得金額や所得税額について、次の①から③のような誤りがあることが判明したときは、確定申告書の提出期限から5年以内に限り、税務署長に対して更正の請求をすることができます。

- ① 提出済みの申告書に記載した第3期分の税額が過少であったこと
- ② 提出済みの申告書に記載した純損失等の金額が過少であったこと
- ③ 提出済みの申告書に記載した還付金額が過少であったこと

#### (2) 特例

判決により申告の基になった事実が異なることが確定した場合など一定の事由に該当する場合には、その該当することとなった日の翌日から2ヶ月以内に限り、税務署長に対して更正の請求をすることができます。

#### (3) 還付加算金

更正の請求書を提出した場合に、還付金に対する利子として、還付加算金が還付金に加算される場合があります。還付加算金の計算期間は、原則として納付の日の翌日から還付金の支払決定日となり、年2.6%(平成30年の場合)となります。

なお、還付加算金は所得税法上、雑所得に該当しますので、入金があった年度の確定申告をされる場合には、注意が必要です。